

庁議付議事案書

開催・令和7年7月30日

所管部課	市民生活部 市民生活課	部長	関田 孝志
件 名	東大和市立学習等供用施設条例施行規則の一部を改正する規則について		
		区分	<input type="radio"/> 1 審議事項 <input type="radio"/> 2 報告事項
関係事項	条例規則		
部課機関	東大和市立学習等供用施設条例		
1. 要 旨	<p>地区会館において令和7年10月分の使用予約（8月1日抽選受付開始）から新たな予約等システムを導入することに伴い、「東大和市立学習等供用施設条例施行規則」の一部の改正をするものである。</p> <p>（1）改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな予約等システムの導入により、キャッシュレス決済を導入する。 ・地区会館の使用方法についての手続きなどの事項を、新たな予約等システムで対応できるように整理する。 ・文言整理及び所要を改正する。 <p>（2）施行日</p> <p>令和7年8月1日</p> <p>（3）影響及び効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区会館の使用について、引き続きインターネットを使用するとともに、使用団体の利便性の向上が図られる。 		
2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)	<ul style="list-style-type: none"> ・総務課法規係において審査済み。 		
3. 留意事項 (問題点等)			
4. 主管部処理案 (検討結果等)	<p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>		
5. 審議結果	<p>決定</p>		

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。